

職業安定分科会雇用保険部会（第 194 回）	資料 2 - 1
令和 6 年 3 月 14 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱 (教育訓練給付関係)

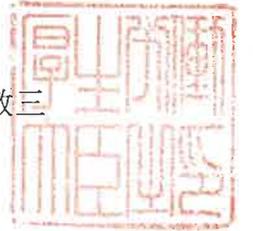
厚生労働省発職 0314 第 2 号

令和 6 年 3 月 14 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続の改正

1 特定一般教育訓練受講予定者は、特定一般教育訓練を開始する日の十四日前までに、受給資格確認票に担当キャリアコンサルタントが当該受講予定者の就業に関する目標等についてキャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。

2 担当キャリアコンサルタントは、次に掲げる事項に留意しつつ、1のキャリアコンサルティングを実施するものとする。

(一) 特定一般教育訓練受講予定者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する適切な特定一般教育訓練の選択を支援すること。

(二) 特定一般教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う特定一般教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。

二 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続の改正

専門実践教育訓練について、一と同様の改正を行うこと。

三 教育訓練給付関係の様式の改正

様式第三十三号の二の二(第二面)について、所要の改正を行うこと。

四 その他

その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

一 この省令は、令和六年四月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。